

事務連絡  
令和元年7月29日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

### 旅行業者等と貸切バス事業者との間で取引される手数料等の取扱いについて

貸切バス事業者から旅行業者等(旅行サービス手配業者を含む。以下同じ。)に対し、運送の引受けに際して支払われる手数料等(名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭をいう。以下同じ。)における、旅行業法上の取扱いについては、「旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引に関する旅行業法の取扱いについて」(平成31年4月1日付け観参第6号通達)により通知したところです。

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」(平成24年国土交通省告示第769号)が令和元年6月14日に改正・公布され、運送引受書の記載事項に、運送に係る手数料等の額が新たに追加され、同年8月1日から施行されることとなったことに伴い、別添の新旧対照表のとおり、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」(平成31年3月29日付け国自旅第207号通達)が改正され、貸切バスの運賃・料金の割戻しの対象となる手数料等の定義が明確化されました。

このため、運送の引受けに際して貸切バス事業者から旅行業者等に対して支払われる手数料等の取扱いに関する基本的な考え方を別添のとおり整理したので、その旨お知らせするとともに、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会非加盟の登録旅行業者等に対して周知を図っていただくようお願いいたします。

## 旅行業者等と貸切バス事業者との間で取引される手数料等の取り扱いについて

### 1. はじめに

#### (1) 前提

貸切バス事業者が、運送を申し込む旅行業者等に対して、あっ旋手数料(以下、単に「手数料」という。)を支払うことは、商慣習上定着している取引であり、原則として当事者間の自由な競争の下で行われるものであるが、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」(平成31年3月29日付け国自旅第207号通達)のとおり、過大な手数料等(名目に関わらず、運送の引き受けに際して旅行業者等に対して支払われる金銭のことをいう。)の支払いによって、貸切バス事業者の安全コストが阻害されていると判断された場合は、貸切バス事業者は道路運送法違反に問われるとともに、「旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の取引に関する旅行業法の取扱いについて」(平成31年4月1日付け観参第6号通達)のとおり、当該貸切バス事業者と取引を行った旅行業者等に対しても、旅行業法に基づく業務改善命令の対象となることを通知しているところです。

#### (2) 手数料に該当するかどうかの判断の必要性

貸切バス事業者が旅行業者等に対して支払う手数料については、「手数料」といった名称・名目で取引が行われていることが一般的であるが、なかには「広告宣伝費」であるとか、「協力金」などといった名称での取引が行われている場合であっても、名目上手数料と区別しているだけであって、実質的には手数料と同一の性質・目的をもって取引が行われている場合があり、そのような費用については、実態としては、手数料に類するものとして取り扱う必要があるものと考える。

このため、貸切バス事業者から旅行業者等に対して支払われる金銭が、どういった名称・目的・内容で取引されているのかについては、個々の取引の実態に即して判断を行う必要があるが、どういった金銭の支払いが手数料に当たるのかそうでないかについて、基本的な考え方を以下に示すこととする。

### 2. 手数料の基本的な考え方について

#### (1) 貸切バス事業者が、運送の引き受けに際して、名目の如何を問わず運送申込者である旅行業者等に支払う金銭について、手数料か否かの判断を行うものとする。

ただし、実際に発生した経費としての実体があり、貸切バス事業者側に支払義務が発生するものであって、かつ、当該費用の支払額が著しく社会通念を逸脱しているものではない

場合は、基本的に手数料としては取り扱わないものとする。

- (2) 運送の引き受けに際して支払われる金銭とは、必ずしも個々の運送の引き受けの都度毎に精算を行うものに限らず、月単位や年単位でその額・率を取り決めて支払いを行っていたり、運送実績等に応じて支払い額が変動するような取扱いとしているようなものも含むものとする。
- (3) 貸切バス事業者が、運送申込者である旅行業者等以外の第三者に支払う金銭がある場合であっても、貸切バス事業者から第三者に支払われた金銭を、当該第三者を経由して(その間に他の第三者を経由する場合も含む)、旅行業者等が收受しており、当該收受した金銭が実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引されているような実態がある場合は、手数料として取り扱うものとする。
- (4) 貸切バスの運送に当たって発生した有料道路代、駐車場代、ガイド料や昼食代等といった費用に対して、貸切バス事業者が立替払いとしてサービス等の提供者に対して支払った額から、名目の如何を問わず何らかの金額を控除して旅行業者等との間で精算を行っている場合は、手数料として取り扱うものとする。  
なお、立替払いを行った費用の精算以外の名目で、貸切バス事業者から旅行業者等に対して支払われている金銭があり、当該金銭の支払いが実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引されているような実態がある場合は、手数料として取り扱うものとする。
- (5) 以上で示した考え方につきがって、個別の事案に応じて、手数料に該当する経費か否かについて総合的に判断するものとする。

#### <参考>

「実質的に手数料と同一の性質・目的をもって取引が行われているもの」とは、例えば「広告宣伝費」として取引されたものに関して、広告物や宣伝を実施するという実体がなかったり、実経費が発生している場合であっても、当該費用が社会通念上著しく実態と乖離している場合や、「負担金・協力金」などといった名目で旅行業者等が貸切バス事業者から金銭を徴収する場合に、どういった目的・内容で負担を求めるものであり、それがどういった形で活用されるものなのかが明らかではなく、当該費用についての客観的な説明が困難であるような場合は、実質的に運送の引き受けに際して取引される手数料と同様の性質・目的をもった経費であると判断し、手数料として取り扱うものとする。

#### (手数料以外の名目の経費の例)

広告宣伝費、負担金、協力金、協賛金、交際費、旅費、会議費、備品消耗品費、加盟料、システム利用料、各種会費等

○一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて（平成31年3月29日国自旅第307号）

新	旧
<p>一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。</p> <p>手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来收受すべき運賃・料金が実質的に收受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。</p> <p>このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本取扱いについては、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会长に対し、別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1. 過大な手数料等による運賃の実質的な下限割れについての基本的な考え方</u></p> <p>(1) 過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、定額運賃に対する脱法行為を防止するための規定である道路運送法第10条の運賃の割戻しに該当する。</p> <p>(2) 運賃の割戻しは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれているため、安全コストを割り込んで手数料等を支払っているか否かで判断する。</p> <p>(3) 具体的には、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成11年12月13日付け自旅第129号）」別紙3一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について及び「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について（平成26年7月1日付け国自旅第70号）」第1 運賃及び料金の原価の算定の規定に準じて直近の実績事業年度1年間の原価を算定する。</p> <p>その原価の合計額に対して安全コスト（営業費（その他経費に含まれる手数料等を除く。）及び安全運行経費の合計額）が占める割合を個別の運送における運賃・料金に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。</p>	<p>一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。</p> <p>手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来收受すべき運賃・料金が実質的に收受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。</p> <p>このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本取扱いについては、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会长に対し、別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1. 過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、定額運賃に対する脱法行為を防止するための規定である道路運送法第10条の運賃の割戻しに該当する。</u></p> <p><u>2. 運賃の割戻しは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれているため、安全コストを割り込んで手数料等を支払っているか否かで判断する。</u></p> <p><u>3. 具体的には、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成11年12月13日付け自旅第129号）」別紙3一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について及び「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について（平成26年7月1日付け国自旅第70号）」第1 運賃及び料金の原価の算定の規定に準じて直近の実績事業年度1年間の原価を算定する。</u></p> <p>その原価の合計額に対して安全コスト（営業費（その他経費に含まれる手数料等を除く。）及び安全運行経費の合計額）が占める割合を個別の運送における運賃・料金に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。</p>

(4) なお、行政処分又は指導を行う際には、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月30日公正取引委員会）」2(2)価格に関する行政指導に留意すること。

(参考)

○行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月30日公正取引委員会）（抄）

2 行政指導の諸類型と独占禁止法  
(2) 価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・四号・五号、第一九条）。

[1] 価格の引上げ又は引下げについて、その額・率（幅）等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げるなどを決定することになるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる（以下同じ。）。

2. 割戻しの対象となる手数料等の定義

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス業者」という。）が運送の引き受けに際して名目を問わず運送申込者である旅行業者等に支払う金銭は、原則、当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。ただし、実際に発生した経費として実体があり、貸切バス業者に支払い義務があるものは、運送引受書に記載する手数料等とせず、運賃の割戻しの審査対象としない。

(2) 貸切バス業者が運送申込者である旅行業者等以外の第三者に支払う金銭については、原則、運賃の割戻しの審査対象としない。ただし、貸切バス業者から第三者に支払われた金銭を旅行業者等が当該第三者から收受しているなど、実質的に手数料等と同一の性質のものと判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

また、運送の引き受けに際して旅行サービス手配業者が介在する場合であって貸切バス業者から旅行サービス手配業者へ支払う金銭は、運送申込者に支払う手数料等と合算した当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実

4. なお、行政処分又は指導を行う際には、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月30日公正取引委員会）」2(2)価格に関する行政指導に留意すること。

(参考)

○行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月30日公正取引委員会）（抄）

2 行政指導の諸類型と独占禁止法  
(2) 価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・四号・五号、第一九条）。

[1] 価格の引上げ又は引下げについて、その額・率（幅）等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げるなどを決定することになるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる（以下同じ。）。

(新設)

質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

(3) 実費は平成11年12月13日付自旅第129号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」別紙2第6のとおり基本的には旅客が全額を負担するものであるが、駐車場代、有料道路代、昼食代、ガイド料など貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して貸切バス業者が旅行業者等に手数料等を支払っている場合は、原則、運賃・料金の手数料等と合算した当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

### 3. 名目上手数料以外として支払っているものの取扱い

貸切バス業者から旅行業者等に支払われる個別の金銭が割戻しの審査対象となる手数料等に該当するかどうかについては観光部局における調査により個別に総合的に判断されることになるが、貸切バス業者が旅行業者等からの運送を引き受けるために、当該旅行業者等へ経費を支払う場合であって、その経費に実体がなく、名目上手数料と区別しているだけで実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は、当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。ただし、貸切バス業者からの依頼に対して経費が発生している場合であって、貸切バス業者がその内容、経費内訳等について把握し、客観的に説明できる場合は、実経費の支払いとして運賃の割戻しの審査対象としない。なお、実経費が発生している場合であっても、貸切バス業者が実態と乖離した支払いを行っている場合など実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

### 4. 手数料等が個別の運送ではなく月や年単位等により定められている場合の取扱い

月や年単位で手数料等が定められている場合など個別の運送に対して手数料等が定められていない場合の運賃の割戻しの取扱いについて以下のとおり例示する。

#### (1) 手数料等が月単位で決められている場合

当該月単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、その原価の合計額に対して安全コスト（営業費（その他経費に含まれる手数料等を除く。）及び安全運行経費の合計額）が占める割合を月単位の運賃・料金の総額に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。

#### (2) 手数料等が年単位で決められている場合

当該年単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、その

原価の合計額に対して安全コスト（営業費（その他経費に含まれる手数料等を除く。）及び安全運行経費の合計額）が占める割合を年単位の運賃・料金の総額に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。

（3）成果報酬型手数料（オーバーライドコミッショナ）の場合  
配車回数や運送収入金額に応じて手数料等が変動する支払いを行っている場合は、手数料等が月単位の場合は4.（1）、年単位の場合は4.（2）と同様の取扱いとする。